

弘前藩庁日記にみる領民の藩領外での行き倒れと藩の関与

中野達哉

はじめに

近世において、庶民の旅が流行し、自領を離れ他領に赴く者も多々いた。その多くは、信仰・参詣のための旅であったが、行き倒れとなる者もしばしばみられた。

近世の行き倒れについては、まず、藤本清二郎氏の精力的な研究があげられる。和歌山城下町・播州林田藩・広島藩・信州善光寺および周辺など各地を事例として、多くの行き倒れの実態を明らかにし、行き倒れを定義づけ、分類するなど、氏の研究から得られる知見は多く、現在の行き倒れ研究の中核となっている。^① また、松本純子氏は、奥州二本松藩を中心に行き倒れの発病から療養、死去後の処理の流れを図式化し、そのなかで行き倒れが発生した地を支配する藩の経済的支援負担の様子を明らかにした。^② 西聡子氏は、阿波の多数の事例から村の対応を検討し、行き倒れの多くが四国遍路であることや行き倒れに対しては決まった処理システムで村々が対応していたこと、また、往来手形を所持しない者への対応について検討している。^③ 町田哲氏は、同じく四国遍路を取り上げ、行き倒れ人と村・藩の対応や地域の特質などについて先行研究をまとめ問題提起した。^④ 茂木陽一氏は、伊勢神宮領を事例として、元禄から明和期の捨て子と行き倒れの様相について検討し、旅病人については多額の費用を必要とすることから身元が確認できる者に限定されたこと、乞食の行き倒れ死については、公的な処理は努めて避けられたことを明らかにした。^⑤

こうした研究により、行き倒れが発生するまでの経緯と町・村の対応、行き倒れとなった後の処置などが明らかに

されてきた。そして、行き倒れは、直接的には行き倒れが発生した地(町・村)で対応・解決すべき問題であったが、そこにその地を支配する藩など領主が関与し、経済的負担を負ったことも指摘されている。本稿では、これら先行研究に学びながら、弘前藩を事例に取り上げ、領民が旅の途中藩領外で行き倒れとなった時、行き倒れの身元の地(出身地)を支配する藩、つまり支配領主の具体的な関わり方・対応の様子について考察することを目的とする。先行研究では、行き倒れとなった地の藩の対応については取り上げられているが、本稿は、行き倒れの出身地を支配する藩の対応を考察するものである。なお、行き倒れについての定義はさまざまにあるが、本稿では、身元が判明し、発病し死去した場合を「行き倒れ」として取り上げ、検討することとする。

一 行き倒れの処置

(一) 「御用格」にみる他領での事故

まず、弘前藩が記録にとどめた他領で起きた事故(変事)について外観してみよう。弘前藩では、近世後期に日記方により「御用格」が編さんされた。「御用格」は、日々書き込んでいった記録類とは異なり、各史料を取捨選択し、藩政の運営に資することを想定し、統一的な基準を設定して分野別に分類・集成し、編年順に並べた史料であると考えられる。そして、「御用格」は、寛政三年(一七九一)に寛政二年までの記録を集めた通称「寛政本」が完成し、その後も幾度か段階的に編さんされ(通称:第一次〜第三次追録本)、安政六年(一八五九)までの記録が収録されている。本稿が注目する「御用格」の分類項目に、「御国者他領二而変事」がある。「御用格」の分類項目は、幾度かの編さんごとに一部変更があり、この項目は、「寛政本」のみにみられ、以後の編さん時には項目として立てられなくなり、類似した項目もなくなる。項目に変化があることから、項目の選定は、編さんした日記方が編さんしたその時々

断して必要とされた項目をたてていると思われる。つまり、第二次追録本が編さんされた文政八年（一八二五）以降は、領民や家臣が他国で事故にあった記録は、不要と判断されたと捉えられる。弘前藩庁日記をみると、一年あるいは数年に一度行き倒れが、欠落はそれ以上の頻度で確認でき、この頻度は時代とともに増えていく。「御用格」の編さん方針について具体的に記した史料はないが、「寛政本」に取り上げられた藩領外での事故が、時代が下るにつれ、特別なことではなくなり、しばしば起こり、特別に書き留める必要がなくなったことがその背景にあったことが考えられる。

そうはいつでも藩が捉える領外での「変事」とは何か、まず、「寛政本」で取り上げられた「変事」を一覧にした表1をみてみよう。

表1によると、「御用格」には、他領で起きた「変事」として三〇件が記録されている。その期間は、正徳三年（一七一三）から寛政十二年（一八〇〇）までの八八年間で、一八世紀以降の記事となる。「御用格（寛政本）」は、明暦元年（一六五五）の記事が最も古く、寛政三年の完成後に書き加えられた寛政三年以降の記事も確認され、四代藩主信政の時期から八代藩主信明までの記事が集録されている。⁷一方、弘前藩庁日記をめぐると、他領で起きた変事のひとつである行き倒れは、表1 No.1の正徳三年以前にも確認され、元禄七年閏五月の記事をはじめ、この「御用格（寛政本）」に収録されていないものがいくつもみられる。つまり、「御用格」の記述は、対象とした期間内全ての事例を網羅したのではなく、いくつかを抽出したものであると捉えられる。のちのち同様の変事が起きたときの参考とするための参照事例として書き上げられたのであろう。

この点を踏まえ、弘前藩日記方が捉えた「御国者他領ニ而変事」の傾向をまずみてみよう。

表1 「御国者他領二而変事」記事一覧 (「御用格他領二而変事」(「御用格(寛政本)』上巻、弘前市、1991年)より作成。)

No	和暦(西暦)	月日	「御用格」記事	場所	概要
1	正徳3年 (1713)	5月3日	御発駕後、御国元より差登せ候御荷物、当月十月五日道中喜連川江致到着候処、同所宿小村弥一左衛門薩家より夜九少時出火二付、御小納戸荷物貳拾七箇、外に御台所御荷物用之御逆陣共不殘類俵俵由、右之内釣長持一棹取出し候由、勘定小頭工藤忠兵衛・足輕目付相馬八右衛門より申来之	喜連川	御荷物類焼
2	延享元年 (1744)	5月22日	柏木組松倉村木村弥左衛門と申者、秋田之内鹿渡村にて病死二付、松倉村庄屋方江申来候処、同村之者二無之由、右右左衛門持参之親類書を以御兪議被仰付之 同年六月十五日、兪議之上、右親類共秋田江罷越、附届等致候様申付之	秋田鹿渡村	領民病死
3	延享元年 (1744)	9月13日	広田村百姓仁兵衛、五郎次親子之者、伊勢参宮二罷登候処、下向之節親子相候、亀田領蒲葦と申所二而仁兵衛相果、五郎次同所より宿送二而参候処、亀田領羽川村にて相果候二付、同所庄屋方より飛脚到着	亀田領蒲葦・ 同領羽川村	領民病死
4	延享4年 (1747)	2月14日	表右筆原田伊大夫不行跡に付、旧臘十三日御扶持切米被召放候処、則晩吉原江罷越遊女二疵付、其身も得疵を隠し候段同所より申来候、然共右之通御暇出候上出奔者之儀二付、此方御構無之訳二相済、従公義入牢被仰付候(以下略)	江戸	元寒枯葦吉原にて遊女疵付、自身も疵臭い入牢
5	寛延2年 (1749)	7月24日	去月六月十日相立候御飛脚刈馬勘六儀、道中於白川宿自害相果、御状箱八回役成田九郎兵衛持参之旨、委細御聞役より申来之、右葬金・宮向吉歩宿より借手形差置候間、以御手御返差被下置候様、成田九郎兵衛より委細申出之	白川宿	飛脚足簀自害、御状箱は回役持参
6	宝暦8年 (1758)	11月26日	御国金山村勘之丞と申者娘よお伊勢参宮帰路之处相候、本国江罷帰申度旨、越後蒲原郡日野村にて相願候二付、同所より村々送来候処、去月十七日酒井左衛門尉棟御領分宮強村にて病死候付、右持物等受取二参候様、委細御聞役より申来之 同年十二月八日、三奉行沙汰之上委細申出、勘之丞子共両人外二御聞役申出之通事判候、諸組警固之内害人罷登、右二付路用并御手当金等被仰付候儀委細有之	蒲原郡日野村 日野村宿い→酒井左衛門尉領宮海村病死	領民病死
7	宝暦10年 (1760)	6月7日	鱒ヶ沢町権三郎と申者何年頃順礼二も罷出候哉、松平周防守様御領分古河出口にて盲龜相果候旨聞得候、右権三郎儀御聞所出方不埒二付、此旨急度可被申付旨、鱒ヶ沢町奉行江申遣之	松平周防領古河出口	領民(順礼)盲龜り

8	宝暦10年 (1760)	10月26日	御徒齋藤仙藏傷病氣二付、御国下り腰之通被仰付、去月14日差許致出足候之処、道中に病氣強罷成、須賀川御飛脚宿二逗留養生致罷在候処二、路用等道切罷下兼候段同所より申来候旨、爰元御徒小頭より申出候二付、御金三而申付候、上納等之儀、八勘定奉行より其元勘定奉行江可申参候、尤右金子須賀川駅迄差下度二付、飛脚足輕吉人候仰付度旨御徒頭より申出之、腰之通申付候之旨申来之	御徒病氣に より御国下 り腰い、途 中にて病氣 悪化
9	宝暦10年 (1760)	10月24日	御目付木村勇八藏御国下被仰付候之処、於新庄病死候付、同所御役人并医者宿等江被下金之儀、御聞役より別紙之通申出候二付、於爰元先様御留守居役江御聞役より御挨拶申遣被下置候管二御座候 (別紙) 戸沢上総介内町 奉行 小林清隆 金 300 足 御近習医菊池玄良 金 200 足 勇八宿金藤原徳兵衛 金 100 足 本陣中嶋惣内・伊藤弥三右衛門 金 200 足宛	新庄 目付病死
10	宝暦12年 (1762)	正月16日	御領分田沢村松兵衛母はづ、酒井左衛門尉様御領分遣左郷吹浦村二而病死之段申来候二付、御国元御参議被仰付候得共、田沢村惣三郎親を松兵衛と申候由、同人母八式拾七ヶ年以前相果候段申来候間、御届仕候様被仰付候二付、右之趣書付酒井左衛門尉様御役人小寺九十九江面談、右書付相渡候処、委細致承知御在所江可申遣旨、九十九被申聞候旨委細御聞役より申来之	酒井左衛門 尉遊遊佐郷 吹浦村 領民病死
11	宝暦12年 (1762)	正月16日	御召馬医馬場兵四郎儀、道中仙台領下戸沢二而致病死候二付、同人俣藏之助方より申出之趣、於爰元挨拶等之儀御聞役江沙汰申付候処、同所諸役人并同人致世話取扱候宿者迄、夫々御目録等被下置候様御聞役より申出候二付、此度之御飛脚夫々御目録等致持参候様申付候旨委細申来之	仙台領下戸沢 御召馬医病死
12	宝暦12年 (1762)	8月22日	郡奉行申立候、秋田領川辺郡百三段新屋村領江二、伊勢参宮之者と相見得、在頃三拾余之男者八人相果罷在候由、笠二津經中村八兵衛と有之候旨、右新屋村併煎方より赤右組中村迄書状参候、逸々詮議之処、右名之者参宮等二罷登候者無御座候旨申出候二付、秋田江返礼赤右組中村之庄屋方より別紙之通申遣候様可被仰付哉之旨申出之	秋田領川辺 郡百三段新 屋村領江 領民相果て
13	明和元年 (1764)	12月10日	書森新町久四郎と申者、下総国香取郡在原村百姓伊右衛門と申者之方江当七月十二日致止宿、背笈等同人江預置近村托鉢二罷出候処、数日不能唄行衛相知不申段別紙之通申出之、弥御国者二相違無之哉、御参議之上可被仰聞候、向方江否申遣候上御奉行所江之訴も有之候間、日限相延不申候様に重役早速被仰聞候様委細申来之	下総国香取 郡佐原村 領民行衛不 明
14	明和5年 (1768)	6月21日	前通屋御荷物室料并手代之者、草下(山)と千住之間二而酒井左衛門尉様御家中馬方之者致慮外、右馬士鞆打二致候処、鞆痛疵付候儀、於江戸御内斎之儀委細申来之	草加と千住 の間 御荷物室額、 手代、酒井 家馬士鞆打

15 明和9年 (1772)	5月10日	御国許御用荷物之由、秋田長走於御聞所印鑑改候儀二付、佐竹様御役人争論有之由、同所御聞役より申来候二付、御国元二而僉議之儀申来、僉議申付候之由、宮崎忠兵衛町飛脚之者当三月下り之節、久保田二而切手取同所江差出候由、右印判留遣之由相通不申由にて言辱儀二付相控、久保田より右御聞所役人返書并御手判共致持参候由、罷通候様申候二付罷通り申候、別而取合等仕候儀毛御無御座候旨、委細口書にて申出之由二付、御聞所役人三人致方不宣候二付、御阿置被成候旨同所御聞役より此方御聞役まで申来候二付、御阿之儀ハ御用拾被成候之様、御聞役を以申入候旨委細申来之	秋田長走聞所	荷物聞所通過争論
16 安永2年 (1773)	6月22日	金本組加藤村半九郎と申者伊勢参宮之由、秋田寺内村二而病死二付仮葬致置候間、親類罷越引取候様申参候得共、如少者之儀引取相成兼儀に付、当町役之者共より向方町役まで書状を以右取扱為勸礼金子百疋差遣、改葬二及不申候間直二右寺江相葬置候様、尤半九郎所持之錢并品物共二相葬候寺江納候様、町飛脚を以町役より町役迄之取扱二被仰付候様、申立之通申付旨遣之	秋田寺内村	病民病死、仮葬
17 安永9年 (1780)	2月24日	青森町又吉と申者伊勢参宮に罷登候由、仙台御領南半田村二而病死之旨同所御役人より申来之、沙汰被仰付候趣委細留有之	仙台領南半田村	病民病死
18 安永9年 (1780)	4月10日	勘定人太田清右衛門当交代登之由、愆辰之助江儀子貳拾俵三人扶持被来之 六月十二日、御定法之通跡式被召上、愆辰之助江儀子貳拾俵三人扶持被下置、新規御目見以下御留主居支配被仰付之	秋田領森岡	勘定人歿死
19 天明2年 (1782)	6月9日	御持筒足輕工藤与七郎伯父何頃御国元罷出候哉、秋田表二而相煩、行旅にて大筒越口送り参、右与七郎方江引取候様申付之、尤秋田役人迷伏も有之候二付、如何様之取合二而御国元罷出候哉、僉議之上申出候様頭方江申遣之 同十三日、右御取扱二相成、其上間道を相廻り罷出候段不存、等閑二致候段不届二付、御給分之内拾俵被裁、御城附近輕江組下被仰付之	秋田	道中煩いにて足輕伯父囑国願い
20 天明3年 (1783)	8月8日	黒石之久四郎と申者当春青森之女召重罷越勾引之致方、依而右女江戸御屋敷江委細申出之、右久四郎召捕僉議之由、同類之者及白状、夫々入牢申付之	松平山城守領	病民女勾引
21 天明3年 (1783)	11月11日	足輕今伴左衛門と申者之由、勾引之者連立、松平山城守様御領江参着之所、松下半次と申仁江久込助命之儀相願候二付、委細町奉行より書翰有之	松平山城守領	足輕儀勾引助命

22	天明6年 (1786)	6月19日	先在御暇下置候御留主居支配相勤候高屋大次郎と申者之娘、江戸表江罷出方々流浪致し、神田橋御門江罷出、同所二罷在候段、先々より申參條二付、御屋敷江引取御取扱之上、此度青海半次郎附添申付、御国許江差下候、右女叔父御役者林兵左衛門門之由申出候二付、兵左衛門方江引取申付候、町奉行江承合、早速引取候様申遣之 同廿日、林兵左衛門申出候、御差下之女引取被仰付候処、天明三年四月廿五日義絶御面相済罷在候旨申出之、外二親類有之哉否申出候様申遣之 同廿二日野添總三郎江申遣候人、此度江戸表より差下候女親類一統義絶之旨申出候間、兵左衛門も義絶之事二ハ候得共、段々御取扱二も相成候者之儀、外に引取候者も無之、殊二兵左衛門儀ハ身近キ親類之事二候間、同人方江引取候様申付旨申遣之 同廿三日、兵左衛門より段々御取扱二相成候女之儀二付、速慮同申出之、御用捨を以不及速慮	江戸表神田橋御門	江戸にて流浪の御留主居支配元家臣娘引取
23	天明9年 (1789)	正月22日	御米方勘定小頭成田源右衛門加州於大聖寺大病二罷成数日逗留、御領主松平重之助様御役人より御医者等も申付、町醫成取扱之処病死二付、御聞役を以御向方江御挨拶可被仰付哉、申出之通り申付旨遣之	加賀大聖寺	家臣大病にて逗留のうえ病死
24	寛政3年 (1791)	6月11日	御目付三上常左衛門儀、道中於湯野沢駅病死之旨申出之	湯野沢駅	家臣病死
25	寛政3年 (1791)	10月19日	御国元出生赤田組鶴田村百性嘉十郎娘しゆんと申女、八ヶ年已前栗橋江罷出、同所より申ノ年江戸江罷出候由、右女儀二付内藤甲斐守様知行所境(傍)玉郡小林村幸右衛門より御是(縁)甚を以御国元江御景被仰付度旨證文を以申出之、右しゆんよりも願證文を以申出之、江戸勘定奉行沙汰被仰付候処、其儘被差置公儀より御引渡等二も相成候而ハ御取扱相成可申と奉存候二付、幸御屋敷内二罷望之者も御座候趣相聞得候間、吾人ふち江為雑用代式百文充被下置、御預可被仰付哉之旨申出之、申出之通被仰旨申来之	栗橋→江戸	百姓娘帰国願
26	寛政4年 (1792)	正月20日	秋田久保田より飛脚にて申參候ハ、其御地青(々)石村助三郎と申者伊勢参宮罷登候処、水戸御領分より病氣相襲帰国願候二付、同所より行駄二而当領漢字町江参着致候処、病死二付仮葬致置候間、持物所縁之者相越受取候様委細申来之	横手	領民病死
27	寛政4年 (1792)	閏2月7日	青森米町清兵衛と申者御御船上乗二而罷登り之節、仙台御領二而大病二相續、向方之取扱二而快氣罷下候付、右謝礼之儀委細有之	仙台	領民廻船上乗發病後、快氣により謝礼
28	寛政4年 (1792)	閏2月10日	御小性組兼平藤市儀、織田左近將監様御領天童駅二而病死之旨、御同所様御家中より申来、右返礼等之儀委細有之	天童駅	小性病死
29	寛政4年 (1792)	閏2月12日	御国青(々)石村助三郎と申も秋田御領二而病死之旨申来之、兎議之処御国青二無之二付、委細以飛札申遣候事	秋田	病死者御国者でなき旨連絡
30	寛政12年 (1800)	11月15日	添田有方儀松平越中守様御領矢吹之駅二而病死之節、御取扱二相成候二付、懸合之諸役人并医者・宿之者江為御挨拶被下方之儀委細申来之	矢吹	家臣病死お礼

項目に「御国者」とあるが、変事にあつた主体には、領民と家臣・武家奉公人らがみられる。御国者は、領民だけでなく藩に籍をもつものということになる。本稿では、このなかで領民のみに注目して行論していきたい。

「変事」とする内容は、領民に関しては一二件で、その内訳は、領外での行方不明、発病、病死、女勾引である。¹⁰⁾ 領外に赴いた目的についてみると、領民の記事一二件のうち、七件(No.3・6・12・16・20・20・26)に伊勢参宮に赴いた旨がみられ、ほかに一件(No.7)が「何年頃順礼ニも罷出候哉」と順礼に出た者であることが記され、合計八件が信仰の旅に出た者であることが確認できる。また、「御用格」には目的が記されていない事例について、弘前藩庁日記を確認すると、No.13については、「青森新町久四郎と申者、宝曆十一年御国出立、六十六部廻国順礼、当七月十二日右伊右衛門方致止宿、脊笈等同人江預置、近村之託鉢ニ罷出候之処、数日不罷帰」とあり、順礼の旅に出たことが確認でき、No.29については、領外に赴いた目的が記されていないが、弘前藩庁日記をみると、「青石村助三郎と申者、伊勢参宮罷登候由」と記されている。この二件を含めると、一二件中一〇件が伊勢参宮をはじめとする信仰の旅に出立した者であった。他領で「変事」に遭つたのは、ほとんどが信仰の旅に出た者となる。そして、別稿で明らかにしたように、伊勢参宮をはじめとする信仰の旅に赴いた者のなかには、金銭的に困窮し、江戸の藩邸を頼る者もしばしばみられた。前掲の表1や弘前藩庁日記をみると、これら旅先で「変事」となる者は、講を組織しての参詣ではなく、抜け参りをはじめとする個人で赴いた信仰の旅で、路銀をはじめとする旅の準備も十分に行われていなかった者がいたことが想定される。

(二) 他領での行き倒れとその後の対応

行き倒れへの対応の過程については、さきに述べたように、すでに多くの先行研究による分析があり、明らかにされている。必ずしも当てはまるわけではないが、大概の場合、つぎのような過程で処理をしている。

まず、行き倒れを発見した地での対応である。

- ① 旅人に発病が確認されたら、その地（町・村）で保護し、医師にみせ養生させる。
- ② 旅人の発病への対応や死亡など、行き倒れが発生した旨を領主に届け出、対応について指示を受ける。
- ③ 養生が叶わず死去したときは、役人が確認し、葬儀・埋葬する。
- ④ 死亡するまでの経緯や遺骸の処理方法、所持していた物（遺品）について行き倒れの国元に知らせ、遺骨・遺品の引取、来訪を要請する。

そして、行き倒れの連絡を受けた身元（出身地）の町・村では、次のような対応をとる。

- ⑤ 行き倒れの連絡を受けた国元では、本国の者であるか身元を確認し、家族・親類に知らせる。
- ⑥ 家族・親族等にて遺骸・遺品の引き取り可否について検討する。
- ⑦ 遺骸・遺品の確認・引取のため家族・親類が訪問するか、訪問出来ない場合は処理を依頼する。
- ⑧ 国元から行き倒れがあった地へ謝礼する。

これが行き倒れに対する対応の大概となる。

こうした対応が一般に行われているが、「御用格」に掲載された事例について、記載の詳しい弘前藩庁日記から、その過程を確認し、本稿の関心に基つき、検討しておきたい。

では、その一例をみてみよう

【史料1】¹⁴

(宝暦八年)

十一月二十六己酉日 曇、朝より雪降ル

(中略)

一、去ル十一日江戸相立候御飛脚今晚到着、御用状左之通

(中略)

一、御国金山村勘之丞と申者之娘よねと申女、伊勢参宮帰路之処相煩、本国^江罷帰申度旨、越後蒲原郡日野村^二而相願^二付、同所送元^二相成、段々送来、去月十七日酒井左衛門尉様御領分遊左郷宮海村^江致到着候処、病氣養生不相叶相果候^二付、同所^三而御役人被差出、御吟味之上其所^二埋置候由、右よね親元より荷物等受取参候者相渡可申旨左衛門尉様之御家来より御聞役迄申来候^二付、十左衛門殿^江相違候処、其御地^江申進候様御申^二付、則御聞役差出候別紙書付共差下申候、於其御地早々御詮儀之上弥相違無御座候者右勘之丞早速同所^江罷越、荷物受取候様、若勘之丞難参候者、親類之内参候様可被仰付候、爰元御聞役より左衛門尉様御役人^江合印差遣置候間、御聞役印形一通此度差下申候、右印形持参致候様可被仰付候、猶又委細御聞役より別紙之趣夫々可被仰付候、右之趣御家老中^江可被仰違候

(以下略)

十二月八庚申日 晴、朝之内曇、雪時々

(中略)

一、三奉行申立候、御国金山村勘之丞と申者之娘よねと申女、伊勢参宮仕、帰路之節相煩、本国^江罷帰申度旨越後蒲原郡日野村にて相願候^二付、送元^二相成、段々村々送申来候処、去月十七日酒井左衛門尉様御領分遊佐郷宮海村^江到着仕候処、病氣養生不相叶相果候^二付、同所御役人吟味之上其所^江埋置候段、於江戸表左衛門尉様御家来より御聞役^江申来候^二付、御聞役申出候書付^并御用状御書拔、在方御詮儀御答書御渡被成、沙汰仕可申上旨被仰付、左^二申上候

一、右女之儀、双方書面之趣にて者名者違候得共、金山村勘之丞娘相違有御座間敷奉存候

一、右に付、大庄屋申出候通、勘之丞子共之内勘右衛門・新介右兩人同所^江早速罷越、小山内三大夫印鑑之合印持參、弥相違無御座候ハ、荷物受取候様、尤夫々之役人^江一礼申達候様、宿^并寺^江者一分謝礼相応取繕、目錄相送候様、御金三百疋被下置候様奉存候

一、御聞役申出候通、諸組警固之内耆人事馴候者附添被差遣、其節世話仕候御役人^并村役人・御寺名前、彼是取扱之仕方承合罷下候上、為御挨拶御聞役を以御目錄被下置候様御沙汰被仰付候様

一、宮海村まで行程相知不申候、庄内まで凡九拾里程可有御座候、左候へ者勘右衛門・新介路用五拾目用意仕候由申出候得共、雪路之儀中々引足申間敷奉存候、附添之者^江不時用意金耆兩御渡被成、路用不足仕候ハ、相渡候様可被仰付候哉、右之趣江戸表^江被仰遣、御聞役取計可然挨拶仕候様被仰付度奉存候、此段沙汰仕候と申上候旨申出之、五兵衛^江達之、存寄之通申付旨申遣之

一、右^二付、物馴候警固一兩人早々目論申出候様、大組諸手物頭^江申遣之
(以下略)

十二月九辛酉日 曇、朝之内雪降ル

(中略)

一、大組諸手物頭申立候

大組警固

田中三太兵衛

諸手警固

高坂与次右衛門

右者他領江御用之儀ニ付被遣候ニ付、物馴候者目論申上旨申出之、高坂与次右衛門申付之
(以下略)

十二月十壬戌日 曇、終日雪降ル

(中略)

一、津輕文蔵申立候

諸手警固

清野 伝 六

右者庄内領宮海村江御用御座候ニ付、金山村勘右衛門・新介罷越候ニ付、右附添諸手警固高坂与次右衛門病氣ニ付、
右代目論奉伺旨申出、五兵衛江達之、清野与三右衛門申付旨申遣之

(以下略)

十二月十二甲子日 曇

(中略)

一、郡奉行申立候

諸手警固

清野与三右衛門

右者酒井左衛門尉様御領宮海村江罷越候金山村勘右衛門・新介同道にて明後十四日出立仕候筈御座候、此段申
上旨申出、五兵衛江達之、承届旨申遣之

(以下略)

十二月十三乙丑日 陰晴

(中略)

一、粕谷茂左衛門申立候

諸手警固

横山次五左衛門

右者庄内領御用^ニ付被遣候諸手警固清野与三右衛門被仰付候処、病氣^ニ付、右代目論奉伺旨申出、詮儀之上五兵衛^江達之、諸手警固小野太郎右衛門申付旨申遣之、書付勘定奉行^江遣之

(以下略)

十二月十四丙寅日 曇、時々雪

(中略)

一、郡奉行・勘定奉行申立候、庄内領御用清野与三右衛門病氣^ニ付、右代り小野太郎右衛門被仰付、明十五日出立仕候筈御座候間、此段申上旨申出、達之

この史料は、前掲表1 No.6の宝暦八年(一七五八)の変事について、その元となったであろう弘前藩庁日記(御国)から関連記事を拾い、まとめたものである。記事は、十一月二十六日が初出で、そのあと、十二月八・九・十・十二・十三・十四日と数日に分かれ、対応の経緯が確認できる。まず、十一月二十六日の記事は、冒頭にあるように、

十一月十一日に江戸を出立した飛脚によって届けられた御用状に記してある記事となる。

これによれば、金山村の勘之丞の娘よねが、伊勢参宮の帰路発病したが、国元に帰りたいとのことを越後国蒲原郡日野村にて願い出て、日野村が送り元となり、酒井左衛門尉忠徳（庄内藩）領の遊佐郷宮海村まで送り届けられ到着したが、その地で養生がかなわず病死し、藩の役人が出張し取り調べた上で埋葬した。そこで、このよねの親元が荷物等を受取にすれば渡すということを、酒井家の家臣から江戸の弘前藩御聞役まで連絡してきた。そのことを家老棟方十左衛門に伝えたところ、国元に連絡するよう指示されたので、御聞役が提出した別紙書付を国元に送った。国元にてすぐに詮議し、間違いなければ、親勘之丞が庄内藩に赴き荷物を受け取るように、もし勘之丞が行きがたければ親類が赴くように命じた。また、江戸にいる御聞役から酒井家の役人に弘前藩領の者であることを示す「合印」を渡し、同じ御聞役の印鑑一通を国元に送ることを伝え、その印鑑を持って行くよう命じられたとする。ほかにも御聞役が記した別紙の内容を命じ、この旨を家老に伝えていただきたいとする。

以上のように、行き倒れとなったよねの経緯と、それに対する酒井家庄内藩の対応、弘前藩としてこれから実施すべき対応が記されている。

ここで注目したいのは、まず、庄内藩から弘前藩への行き倒れの連絡が江戸で伝えられていることである。国元では、江戸の藩邸から届いた御用状により、庄内藩領で行き倒れがあったことを知ったのである。江戸で庄内藩から直接その連絡を受けたのが、江戸において藩の渉外を担当する御聞役であったことも確認できる。そして、御聞役は、庄内藩の役人から受けた連絡を家老棟方十左衛門に上申して指示を仰ぎ、その指示に基づき、国元に連絡することになったのである。江戸藩邸における対応は、御聞役が中心となり行われていることが確認できる。

こうした藩から藩への連絡が江戸を仲介して行われることは、しばしばみられた。元禄十四年（一七〇一）七月には、松平兵部大夫昌親領福井藩の御聞役から弘前藩の御聞役勝本藤左衛門のもとに連絡があり、藤崎村百姓仁左衛門

夫婦が伊勢神宮・高野山の参詣に赴いた帰途、越前福井城下において仁左衛門が病死した旨を伝え、そのときの福井藩とのやりとりや行き倒れの経緯が弘前藩庁日記（江戸）に記載されている。¹⁷ また、正徳六年六月には、「御国青森下浜町七郎右衛門倅島之助と申者、伊勢致参宮罷下候節、本多中務太輔様御城下於古河、当月七日相果候由、中務太輔様御役人石原弥右衛門・村上源之丞去ル九日此方御聞役迄為知申来候」と、古河藩領で青森下浜町七郎右衛門の倅島之助が死亡した旨が、江戸において同藩の役人から弘前藩の御聞役に伝えられていることも確認できる。このように、江戸の藩邸に他藩から行き倒れの連絡が入り対応している例は、ここに取り上げただけでなく、このほかにもみられる。行き倒れの身元がわかれば、その出身地に連絡するが、直接行き倒れがあった地から行き倒れの者の出身地に連絡するのは、遠隔地である場合も多く、そのためだけに飛脚を雇うのも難儀なことであり、江戸の藩邸を経由して伝えることが行われたのであろう。諸藩の江戸藩邸および御聞役が、政治・情報交換の場として機能するだけでなく、こうした領民支配を支えるという一面ももっていたのである。

しかし、当然のことながら、すべてが江戸の藩邸・御聞役を通して行き倒れについて連絡されていたわけではない。安永二年（一七七三）六月には、「町年寄申立候、秋田御城下庄屋木村太左衛門より飛脚市右衛門と申者、土手町名主越前屋長左衛門方^江到着仕、右太左衛門より書状^ニ申来候者、御当領金木組嘉瀬村半九郎と申者伊勢参宮仕、下向之節秋田於御領^ニ病氣之処養生不相叶病死仕候旨、別紙之通申来候^ニ付、紙面差出申候間、則差上申候」と、行き倒れがあった秋田城下の庄屋から弘前の土手町名主のもとに直接飛脚が遣わされ、連絡していることも確認できる。つまり、行き倒れについての連絡は、江戸の藩邸・御聞役を経由するものと、江戸藩邸・御聞役を経由せず直接連絡するものの二パターンがあったのである。秋田城下からの飛脚による直接の連絡の背景には、隣接しているという距離の近さもあったのであろう。

二 藩の対応

(一) 事後処理への関与

行き倒れの連絡を受けた藩では、そのあとどのように対応したのであろうか。さきにも述べたように、連絡を受けた国元では、家族・親類を赴かせ、遺骸の埋葬・確認、遺品の引取・処理、世話になった者への謝礼を行っていく。

さて、前掲の史料1に戻り、十二月八日の記事を見ると、行き倒れの連絡を受けた藩が行った対応が記されている。一か条目には、よねの行き倒れの経緯が記され、二か条目以降に対応が記されている。まず二か条目では、名前は違っているが、領民であり、甚之丞の娘に間違いないと身元を確認したこと、三か条目では、勘之丞の子供、すなわち行き倒れとなった娘の兄弟が行き倒れとなった地に赴き、間違いないれば荷物を受け取ることが記されている。ここでは、先方の役人に御礼の挨拶をすること、世話になった宿所と埋葬した寺院に金一分を謝礼として渡すことがみられ、そのため金三〇〇疋、すなわち金三分を藩から下付していただきたいことが述べられている。つまり、行き倒れとなった者からではなく、藩が肩代わりして謝礼金を出していることになる。御礼や謝礼について当事者に任せるのではなく、弘前藩として、行き倒れを対応してくれた先方に対し、十分な御礼と謝礼をしようとするのがみられるのである。

四か条目では、江戸の御聞役から話があったように、諸組警固足輕のうち事馴れた者一人を付き添わせ、世話になった先方の役人や村役人・寺院の名を確認して対応の仕方を確認した上で赴かせること、そして、先方への挨拶として御聞役の名の目録を渡すように命じられたことが記されている。ここでも、藩が深く関与していることがみられる。

五か条目では、庄内までおよそ九〇里あり、赴く家族も路用を用意しているが、雪路であり不足するかと思われる、附添の者に不時の用意金一両を渡し、路用が不足するようであれば渡すよう命じるべきであろうとしている。領民が無事に旅することができるよう、予備の路銀も用意し保護できる態勢をつくっている。そして、これらの旨を江戸に

連絡し、庄内藩に対して御聞役が対応し、然るべき挨拶をするよう命じられたい旨が記されている。

行き倒れの事後処理に対し、当事者である家族に任せるのではなく、藩が深く関与し、足輕も派遣し、出費もしていることが確認できる。「事馴」れた足輕を選び、付き添わせていることに、行き倒れの家族・親類が赴く道中の安全と保護をはかり、また、相手との交渉を不備なく適切に行おうとしたことがうかがえる。また、実際には家族・親類が対応するものの、藩が対応を指示するなかで、行き倒れの連絡を受けた江戸の御聞役が、藩の対応の方針を固めていったこともみられるのである。

(二) 礼物不足への藩の対応

行き倒れの処理については、いずれの経緯をたどったとしても、最終的には行き倒れが発生した村から、出身地の村へと連絡がいき、行き倒れの家族・親類が中心となり対応を検討する。このとき主体となるのは家族・親類であり、直接的にはそれに村・庄屋がかかわってくる。そうしたなかで、対応の仕方について問題が発生する場合がみられる。

つぎの史料をみてみよう。

【史料2】

(享保元年十月十日)

- 一、御国広田組姥范村百性権兵衛と申者、当五月伊勢致参宮、罷下道中^二而^一相煩、越後村上領^二而^一相果候由、権兵衛弟^并子共病氣之段承之、尋^二参候^而死骸取置罷帰候付、村上領庄屋方より姥范村庄屋方迄以飛脚書状遣候付、内膳^江相達之、飛脚之者^二金彦^而兩遣候、右権兵衛弟^并村上迄罷越候得共、不調法改医師^江不致礼物も、宿^江之届、寺^江施物等迄少分之由、依之御届も入可申哉、医師・宿等^江被下物之儀申来候事
- 一、右被下物十一月十一日之所記之

これは、姥范村の権兵衛が行き倒れとなったことが記された最初の弘前藩庁日記（江戸）の記事で、享保元年

(二七一六) 十月十一日のものである。伊勢参宮に赴いた姥范村の権兵衛が、途中越後村上領にて死亡したときの対応を記したものである。ここでは、傍線部に記されているように、権兵衛の弟及び子が村上領まで赴いているが、「不調法」であるため医師へ礼物をせず、宿所への謝礼や遺骸を預かり葬儀した寺院への施物も少なかったことを問題としてあげている。

これに対し、その後の対応を記した、より詳しい記事がみられる。

【史料3】⁽²⁾

(享保元年十月十日)

一、御国広田組姥范村百姓権兵衛儀、当五月初秋田大館^二親類有之付、逢罷越、夫より直伊勢参宮罷登候処、相煩罷下候由、権兵衛子久太郎・同人弟弥二右衛門承候付、兩人共秋田迄迎罷登候処、北国筋相煩罷下候由段々承候付、越後村上御領塩屋町^江八月廿八日参着相尋候処、権兵衛儀道中より相煩参候由^二而、八月廿一日より宿治六方^二罷有候、早速治六方より其段申候故、役人中^江申達、医者兩人薬用申候得共不相叶、昨廿七日相果候段同所庄屋申聞候由、依之役人中^江申達、権兵衛死骸塩屋町禅宗高泉寺^江取置申候由、此節人足四拾人程所より出し申候由、尤所中之者見送^二四拾人程袴着出候由

一、右高泉寺^江布施青銅式百文、宿治六^江権兵衛木綿袷一遣候由、右両様之儀何とぞ宜仕度奉存候得共、権兵衛所持之金子も無之、尤久太郎・弥二右衛門漸々秋田迄迎と心懸、其分之用意^二而罷登候付^而差支、右之通^二いたし、九月朔日より塩屋町罷立、姥范村^江同十一日^二下着仕候由、右権兵衛儀貴田久三郎百姓之由

一、右^二付、塩屋町庄屋方より姥范村庄屋方^江飛脚藤左衛門と申者、右久太郎・弥次右衛門兩人^江附添書状差越候由、右書状之趣左記之

未得御意候得共、一筆令啓上候、仍津輕御領内広田組姥范村権兵衛と申仁、伊勢参宮之由^二而、当月廿一日之晩、村上領塩屋町治六と申者方^二被致一宿候、道中より病氣之由被申候故、早速所之医師板垣玄庵^江相見せ、薬服

用被致候得共、快氣相見^江不申候付、早速役人共^江も為申聞候処、随分入念養生いたし候様^ニと被申付候、近宿之岩舟町岡村道碩棄替、段々服用種々致養生候得共不相叶、廿七日夜八時分^ニ相果被申候、村上役人共^江も罷越、死骸^并所持之品々遂吟味、拙者共方より以飛脚得御意候苦^ニ候処、右権兵衛子息久太郎・舎弟弥^ニ右衛門と申仁、為迎御兩人同道、廿八日昼時分被致到着、依之委細御兩人^江致対談候処、死骸受取、所之寺^ニ致火葬、遺骨在所^江被致持参度由願被申候、右御兩人御越、何之疑敷事も無之、宗旨も浄土^ニ其御領広田村専念寺旦那由、寺手形も権兵衛所持^ニ付、御兩人衆^江承届候処、相違無御座候故、死骸相渡、当所禅宗高泉寺^ニ取仕廻被申候、尤権兵衛所持之品々別紙之通無相違御兩人衆^江相渡申候、左様御心得可被成候、右之段態と以飛脚可得御意処、御兩人御越、今日御帰候故、則飛脚之者附添、如此御座候、恐惶謹言

八月廿九日

村上領小口川組塩屋町庄屋

甚左衛門

同組大庄屋

与四郎

津軽御領広田組大庄屋

長五郎様

同組姥范村庄屋

甚五兵衛様

右之通書状差越候故、返事等相応^ニ郡奉行より致差函相認せ飛脚之者^ニ八遠路太儀存候段申聞せ、路金之積を以庄屋方より相送候分^ニ而金子壹両遣可然由内膳被申、則其通^ニ申付候、就夫右権兵衛弟^并子村上領迄罷越候得共、路金等支度不調故医者^江不致礼物、宿^江之届、寺施物等迄少分之事^ニ候間、則兩人共^ニ村上領^江又々差遣、右届之儀

仕候様ニと可申付候得共、不勝手成百姓故、御物入ニ無之候得者、其段成兼候付而、兎角右之訳申進候者御届も入可申哉と存候間、其御地江申越、御聞役より其段申達、右療治之医師并宿江相応御金等被下候様成共可然由、内膳被申候旨、委細別紙差登候付、御家老中江相達、左之通被下之也

村上領塩屋町宿

金子壹両

治 六江

医者

金貳百疋

板垣玄庵
岡村道碩

同所

同貳百疋

高泉寺

同所庄屋

同金三百疋

同大庄屋

甚左衛門
与四郎

右之通被下之、則御聞役大橋孫左衛門・落合大右衛門より手紙相添、松平右京太夫様御聞役迄遣之

ちようど一か月経た十一月十一日の記事である。姥范村の権兵衛は、秋田大館の親類を訪ね、その足で伊勢参宮に向かったが発病したため、権兵衛子の久太郎と弟の弥二右衛門が秋田まで迎えにいった。その後、権兵衛は越後村上領塩屋町まで下ってきて、そこで養生し、医者などにも診せたものの八月二十七日に死亡したという。そのため塩屋

町の高泉寺に遺骸を移したが、人足四〇人ほどが出て、見送りの者も四〇人ほど袴を着て出向いたことがみられる。権兵衛の死去に際して、塩屋町において多くの人々がかかわったのである。

二か条目では、こうした塩屋町の対応に対して、高泉寺に二〇〇文、権兵衛が養生中宿泊した治六には木綿の袷を渡すはずであったが、権兵衛自身所持金がなく、また、迎えに来た二人も秋田までのつもりできたため、その分しか用意しておらず差し支えたので、そのまま九月一日に塩屋町を出立し、十一日に姥范村に帰着したことがみられる。

そして、三か条目には、塩屋町の庄屋よりの書状が書き写され、ここでは、発病から死去、そして火葬、権兵衛の子と弟による引き取りまでの経緯が説明されている。この書状に対して、郡奉行から指図して返事を書かせ、飛脚に路金一両を庄屋から渡すようにした。権兵衛の弟および子は村上まで赴いたが、路金など支度が調わずに差し支え、医者には礼物もせず、宿所への謝礼や寺への施物などまで少なかった。そのため再度兩人を村上まで赴かせることにしたが、それら礼物を準備できず、医者や宿所に対し、藩から礼物を出すようにしたことがみられ、それぞれの礼金の額が記されている。そして、このことを御聞役から村上藩主松平右京太夫輝貞の御聞役まで知らせている。

本来、礼物は遺族や本人の遺品から行き倒れとなり世話になった地に対してすべきものであるが、それができないとき藩が肩代わりしていることが確認できる。では何故藩が肩代わりしてまで礼物を出すのか。行き倒れが発生した町・村では、行き倒れへの対応として、医師の派遣、養生と保護、役人の派遣・検死、葬儀・埋葬など多くの負担があり、その負担は行き倒れが発生した町・村だけでなく、その地を支配した藩などの領主にも及ぶものであったことは、先行研究により明らかになっている。それゆえ個々の領民レベルにとどまらず、藩（領主）として、適正な対応をとることが必要であったのであろう。そして、これは、近世社会において、節句・年始・歳暮の贈答などをはじめ、さまざまな儀礼が定着し、礼を尽くすことが慣行となっていたことが背景にあるのであろう。それができないとき、それは単に領民だけの問題ではなく、藩の体面にかかわるものと意識されたためと考えられる。

しかし、こうした貧困な者のなかから行き倒れが頻発し、それに対して領民個々レベルで対応しきれないことは、問題となっていた。それに対して、弘前藩では、つぎのような対応をみせる。

【史料4】⁽²³⁾

(安永九年)

三月十八丁酉日 快晴

(中略)

一、四奉行申出候、青森町又吉と申者伊勢参宮_ニ罷登候由_ニ之処、仙台御預御領伊達郡南半田村於地境病死致候_ニ付、
 仮葬申付置候段、先立仙台御城下表役人より飛札を以町奉行迄申来候に付、青森町奉行御僉議被 仰付候処、右
 又吉儀久七と申者之借屋勘兵衛子之由、紙面之通申出候に付、沙汰仕可申上旨被仰付候間、左_ニ申上候

一、又吉親勘兵衛_并吉類共極貧之者_共_ニ罷登候儀成兼候間、仍_而八ヶ年以前被仰付も御座候通、吉町内より茂合を以
 勘兵衛親類之内差登せ可申出之旨、青森町年寄より申出之通被 仰付、仮葬之節取扱_ニ相成申候宿_并寺_江之謝札相
 応_ニ取繕相送候様被仰付候様

一、仙台表_江差登候節、町奉行より飛札差遣候間、諸組足輕之内事馴候者兩人被仰付、向方_ニ又吉病死取扱世話等
 致候夫々役人名前、彼是之仕方承合罷下候之様、右之趣を以重_而為御挨拶江戸表御聞役を以被仰越候様、飛脚足
 輕之儀、町奉行_江承合相勤候様

右之通申遣之、作兵衛_江達之、沙汰申出之通申付旨青森町奉行_并大組諸手物頭_江も申遣之

(以下略)

三月二十四癸卯日 快晴 昨夜中風立

(中略)

一、青森町奉行申出候、青森町又吉と申者伊勢参宮^ニ罷登、仙台御領^ニ病死仕候^ニ付、同所御城下御役人より弘前町奉行迄申来候に付、御僉議被仰付、段々僉議仕候之処、青森大町勤兵衛子之由、先日委細申上候処、一町内茂合を以勤兵衛親類之内差登せ、仮葬之節取扱^ニ相成候宿^并寺^江之謝礼相応^ニ取繕候様被仰付、猶又右之差登せ候節、弘前町奉行より仙台御役人迄飛札差遣、諸組足輕兩人被遣候間、右之者一所^ニ出立仕候様弘前町奉行^江も可申合旨奉畏候、則茂合之者別紙之通御座候、尤勤兵衛親類之内刀指登り可申者無御座候^ニ付、勤兵衛直々罷登候様申付候、依之勤兵衛弘前表迄罷上候様申付候

一、右町内茂合^ニ差登せ候金錢、左之通

一、金壹歩 常源寺布施

一、同壹歩 宿礼

一、錢百目 諸造用

但、道中上下廿五日積、仙台南半田村逗留、道中筋逗留共、一日四文目積

一、錢拾五文目 出立入用、賄道具共

金貳歩

錢百拾五文

此金壹兩貳分

外^ニ

不時用意金壹歩

右之通町内より取立、仙台表^江差遣候之様申付候旨委細申出之、四奉行詮議之上作兵衛^江達之、承届候、出立日限之儀当町奉行申合、差登候様申付旨申遣

これは弘前藩庁日記（御国）の安永九年（一七八〇）の記事である。青森町の又吉が伊勢参宮に赴く途中、仙台藩領南半田村の地境で病死し、仮葬となった行き倒れについて記されている。他の事例と同様に家族・親類等を仙台に赴かせようとするが、三月十八日の二か条目に記されているように、又吉の親勘兵衛や一族のものは「極貧之者」であり、到底自分たちでは赴くことができないので、八年以前に定められた通り、又吉の居住する町の「茂合」で又吉の遺族を赴かせるようにしたことが記されている。ここで注目されるのは、町の「茂合」で赴かせるとしていることである。「茂合」とは、他の人と共同して、物事を行うこと、また、その組織のことをいう。つまり、親勘兵衛をはじめとする遺族は極貧であり路銀も都合つかないため、その経費を居住していた青森町一町で出金することを命じたのである。さきにした史料2・3の享保元年の姥范村権兵衛の事例では、藩が肩代わりしたのに対し、ここでは、藩がその出費を負わず、居住する町に出金させようとしていることが確認できる。

つぎに三月二十四日の記事を見ると、仙台に赴く路銀だけでなく、又吉が世話になった宿や寺への謝礼などについても、町に命じ、茂合で出金するように命じている。つまり、行き倒れが出た場合、その行き倒れとなった者および遺族らが貧困で世話になった地に対する謝礼ができないときは、その行き倒れが居住していた町が負うことになっているのである。

なお、この事例においても、事馴れた足輕に同伴させ、事後処理が問題なく運ぶよう藩として取りはからっていることも確認できる。

そして、町に負担を義務付けるようになった根拠は、三月十八日の記事の二か条目にあるように「八ヶ年以前被仰付も御座候」であるという。では、どのようなものであったのか、つぎにみてみよう。

【史料5】²⁴

（安永二年）

九月二十丙子日 快晴

(中略)

一、御家中・寺社召仕之者^并在町之者とも、男女願も無之出切手紙も不申立、伊勢参宮に登候儀、前以停止之處、不得止事、抜参いたし、江戸・上方御屋敷^江罷出、御取扱^二相成、又於他領御取扱に相成候者とも間々有之、不届之至に候、依之以来右之趣申付候

一、伊勢参宮願申立、道中路用等有之同道有之ものハ、支配頭にて吟味之上申付、出切手申付候様に

一、伊勢参宮願之上、支配頭にて吟味之上申付候者にても、江戸・上方御屋敷^并他領におゐて御取扱に相成候者ハ其^レ之親類罷登取扱候様、右御取扱に付 上より御渡被下置候金錢者^并親類より早速上納候様

一、主人^并親兄弟・親族にも不相達、勿論願も不申立、出切手無之抜参之者男女とも日数三十日相尋、不相見得候ハ、

支配頭^江断申出候様に、親族無之吉人もの之儀者向両隣より申出候様、右之者江戸・上方御屋敷^并他領にて御取扱に相成候ハ、一町一村之者之内罷登、取扱候様に、右取扱に付上より御渡被下置候金錢者は又一町一村より上納候様

一、抜参之者立帰候ハ、御停止相背罷出、御取扱に相成、不届に付、急度可被 仰付候、勿論右之者重き親類戸メ常々政道方緩急成筋於有之ハ、庄屋・五人組・名主・月行事まで御咎め可被 仰付候、右伊勢参宮にも不限惣^而他領寺社参詣之儀共右之通り被 仰付候間、左様可被相心得候

右之通被 仰付候間、以来急度相守、抜参等堅無之様、此旨惣触可被申触候、以上

九月

大目付中

八年前にあたる安永二年九月二十日の弘前藩庁日記(御国)の記事である。一か条目にあるように、奉公人や町人

などが願い出ることなく通行手形をとらず伊勢参宮に出ることは従前から禁止されているにもかかわらず、抜け参りが多く、江戸や上方の藩邸を訪れ問題となることや、他領で同様に問題となることがしばしばあり不届きであるので、定めたとする。つまり、伊勢参宮の抜け参りの旅先で問題となることが多くあり、それへの対応として発令されたもので、「惣触」として藩全般に出している。

二か条目から具体的な内容となる。まず、二か条目では伊勢参宮願いに対しては支配頭が吟味した上で手形を出すこと、三か条目では、支配頭が許可した場合でも、旅先で問題となれば、親類が赴き対処すること、その際藩から渡された金銭は必ず宿・親類がすぐに返納ことが定められている。そして、四か条目が、さきにみた安永九年の行き倒れの際に行き倒れとなった者が居住していた町が負担するとした根拠となった条文である。ここでは、まず抜け参りが発生したとき三十日尋ねとする処置方法を定める。そして、その者が江戸・上方の藩邸や他領など藩領外で問題を起こしたときには、「一町一村」の者が対処に赴き、藩から下付された金銭についても「一町一村」で返納することを定めている。抜け参りの者が藩領外で問題を起こしたときの対応・解決の責任が、家族・親族ではなく、「一町一村」へと広がっているのである。これは、正規の参詣ではなく抜け参りなどをする者は、その者および家が経済的に貧困である場合が多く、問題が起きたときに家族・親族だけでは対応しきれないため、責任の及ぶ範囲を広げ、「一町一村」が負担するものと定め、領民レベルで確実に対応できるよう対策したのであろう。

こうした措置を命じたということは、これまでみてきたように、行き倒れとなった地への謝礼を藩が肩代わりするなど、領民が賄いきれない部分を藩として適正な対応となるよう補うという方策を変え、一町一村に任せることにより、藩としての負担を減らすとともに、村請制・村の自治の基に、町村に責任を負わせる仕組みを構築・提示したものであったといえる。

結び

領民が藩領外において行き倒れとなったときの藩の対応をこれまでみてきた。これまでに確認したことを述べ、結びとしたい。

まず、他領からの行き倒れの連絡は、行き倒れがあった地の庄屋・名主あるいは郡奉行などから弘前藩の出身地となる町や村あるいは支配奉行などに伝達される場合とともに、江戸の藩邸・御聞役を通じて伝えられる場合があった。後者の場合、相手との交渉は御聞役が中心となり、国元へもその内容を具体的に伝達・指示していた。江戸の御聞役が自藩の領民に関することにまでかかわっていたことになる。

つぎに、藩では、行き倒れの遺骸・遺品の確認・引き取りに際し、当該地まで事馴れた足輕を同伴させていたことも確認できた。行き倒れとなるような家は貧困な下層の家が多く、彼らだけの対応では不安があったためと思われる。その際庄屋・名主ら村役人ではなく足輕を同伴させたのは、藩としての関与であり、また同時に、庄屋・名主の長期不在により町・村の運営に支障がでないように図ったものと思われる。

行き倒れの事後処理は、遺族が行き倒れがあった地に赴き、遺骸・遺品の確認・受取などを行い、また、世話になった者に対して謝礼するのが一般的である。しかし、その際、藩では、行き届いた謝礼ができていないかを問題視し、不足があれば藩が負担する事例がみられた。行き倒れは、在地レベルの当事者の問題であり、藩の関与は必要ないように思えるが、そうではなく、例え抜け参りなどであったとしても領民であること、そして藩の体面があることから、藩として対応し、負担したものと思われる。それは、近世社会において、幕府・幕臣や他藩などとの交流のなかで贈答儀礼が慣行され、相手に対して妥当な謝礼を行い、体面を整えるという意識が培われていたことが背景にあったと考えられる。

そして、他領での行き倒れがしばしばあるなかで、行き倒れの事後処理の仕方でも変わっていく。安永二年、弘前藩では、行き倒れの家族・親類など遺族に担わせていた負担を行き倒れが居住していた町・村へと広げていった。これによる「不調法」（史料2）をなくし、他藩との交渉を適正に行い、藩の体面を保つとともに、町・村の自治・共同責任のもとに取り入れられた方策であった。しかし、領民に全てを任せ、負担させるのではなく、同時に足輕を同道させ、藩として対応を検討し指示する（史料4）など藩としても関与していたのである。

註

- (1) 藤本清二郎「近世城下町の行倒死と『片付』」（『部落問題研究』一八四、社団法人部落問題研究所、二〇〇八年）・「近世における移動・行き倒れの構造（試論）」（『部落問題研究』二二七、公益社団法人部落問題研究所、二〇一八年）・同「近世の行倒片付、旅人病人対策の法的展開―広島藩の場合―」（『部落問題研究』二二三、公益社団法人部落問題研究所、二〇二〇年）・同「近世『行き倒れ』の構造と展開―貧困・身分・移動―」（『歴史研究』二四三、大阪歴史科学協議会、二〇二〇年）・同「近世芸備地方の移動と行き倒れ（病人・死人）―一九世紀の生存・救済―」（『部落問題研究』二二三、公益社団法人部落問題研究所、二〇二〇年）・同「近世の善光寺・周辺地域における移動と行き倒れ・救済」（『部落問題研究』二三六、公益社団法人部落問題研究所、二〇二一年）など。
- (2) 松本純子「近世における行き倒れの一分析」（『日本歴史』六五一号、二〇〇二年）。
- (3) 西聡子「近世後期における行き倒れ遍路と村の対応―阿波の村落の人々が残した行き倒れ人の事例をてがかりに―」（千葉大学人文科学研究科研究プロジェクト報告書「二二〇、二〇一〇年」）。
- (4) 町田哲「近世の行き倒れへの着目と課題―四国遍路研究の立場から―」（『部落問題研究』二二三、公益社団法人部落問題研究所、二〇二〇年）。
- (5) 茂木陽一「近世神宮領における捨て子と行き倒れ―元禄―明和期の事例―」（『三重法経』一五三、三重短期大学法経学会、二〇二〇年）。
- (6) 長谷川成一「『御用格』解題」（『御用格（寛政本）』上巻、弘前市、一九九一年）。

- (7) 註(6)に同じ。
- (8) 弘前市立弘前図書館蔵津軽家文書、津軽家文書には、国元と江戸の二種の藩庁日記が伝来しており、弘前市立弘前図書館が刊行した『津軽家文書総目録』(一九八四年刊)では、「弘前藩庁」日記(国日記)と「弘前藩庁」日記(江戸日記)と称している。本稿では、弘前藩庁日記と表記し、前者に(御国)、後者に(江戸)を補記することとする。なお、日記については、中野達哉「弘前藩庁日記と日記役」(『国文学研究資料館紀要 アークイブズ研究篇』九二〇一二年)・同「弘前藩江戸藩邸における日記方の設置と藩庁日記の管理」(『幕藩政アーカイブズの総合的研究』思文閣出版、二〇一五年)を参照されたい。
- (9) 弘前藩庁日記(江戸)第一〇一、元禄元年閏五月八日の記事。
- (10) 家臣及び武家奉公人についても病死が多い。
- (11) 弘前藩庁日記(御国)第一九八一、明和元年十二月十日の記事。
- (12) 弘前藩庁日記(御国)第二三二三、寛政四年閏二月十二日の記事。
- (13) 中野達哉「江戸藩邸に立ち寄る領民と藩の対応」(『駒沢史学』八九、二〇一七年)。
- (14) 弘前藩庁日記(御国)第一九四〇。
- (15) 弘前藩庁日記(御国)第一九四四、宝暦九年十月の御用番として「御家老 棟方十左衛門」の記述あり。
- (16) 「家記」(『徳川諸家系図伝』四所収、統群書類従完成会、一九八四年)、宝永元年十月二十八日に諱を吉品に改める。
- (17) 弘前藩庁日記(江戸)第一八一、元禄十四年七月二十六日の記事。
- (18) 弘前藩庁日記(江戸)第三七四、正徳六年六月十五日の記事。
- (19) 弘前藩庁日記(御国)第二〇八八、安永二年六月十三日の記事。
- (20) 弘前藩庁日記(江戸)第三七八、享保元年十月十一日の記事。
- (21) 弘前藩庁日記(江戸)第三七九、享保元年十一月十一日の記事。
- (22) 『寛政重修諸家譜』卷二五七(統群書類従完成会版第五卷四〇五頁)。
- (23) 弘前藩庁日記(御国)第二一七一、安永九年三月二十三日の記事。
- (24) 弘前藩庁日記(御国)第二〇九一、安永二年九月二十日の記事。